



▲登別市共同墓の位置図（富浦町の第二富浦墓地内に設置）

共同墓を使用する際の

注 意 事 項

- 共同墓の使用料などについては、1体ごとに納付が必要です
- お骨以外の副葬品は収容できません
- 供花や供物などは持ち帰ってください
- 市では、宗教的な儀式は行っていません
- 納骨する所要時間は30分以内とし、宗教的儀式を行う場合についても所要時間内に済ませてください
- 献花台は設置していますが、焼香台などは設置していませんので、納骨時に宗教的儀式を行う際はご自身で準備してください

申請から納骨までの流れ

- ①市に『共同墓使用願出書』などを提出し、共同墓の使用料などを納付
- ②納骨日時について、市の担当者と打ち合わせ
- ③市から『共同墓使用許可証』を受領（後日送付されます）
- ④共同墓への納骨（市の担当者などが立ち会います）
- ⑤市から『共同墓埋蔵済票』を受領（後日送付されます）

▶申請に必要なもの

申請者の印鑑・本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）、共同墓に納骨できる方であることを証明できるもの（住民票など）、火葬許可証（自宅でお骨を管理している場合）、焼骨収蔵証明書（市内のお寺から改葬する場合）、改葬許可証（他市町村のお墓やお寺から改葬する場合）、共同墓の使用料など

生前予約から納骨までの流れ

- ①市に『共同墓生前予約願出書』などを提出
- ②市から『共同墓生前予約承認証』を受領（後日送付されます）
- ③生前予約した方が亡くなった後に、埋蔵責任者が市に『共同墓使用願出書』などを提出し、共同墓の使用料などを納付
- ④以降、申請から納骨までの流れ②からの手順と同じ

▶生前予約の申請に必要なもの

申請者の印鑑・本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）、生前予約できる方であることを証明できるもの（本籍地記載の住民票など）、埋蔵責任者の住民票（本籍地記載のもの）

市営墓地からの改葬の流れ

- ①市に『改葬許可申請書』を提出
 - ②市から『改葬許可証』と『墓地使用許可証』を受領（後日送付されます）
 - ③石材業者へ『墓地使用許可証』の写しを提出し、墓石撤去工事を依頼
 - ④区画を更地化した後に、市に『墓地返還届出書』を提出
 - ⑤以降、申請から納骨までの流れ①からの手順と同じ
- ※墓地使用者が亡くなっている場合は、承継の手続きが必要です。
※市営墓地に納骨されている方の登録がされていない場合、市に『埋蔵届出書』を提出していただきます。

▶改葬の申請に必要なもの

墓地使用者の印鑑、市営墓地の墓地使用許可証、戸籍謄本など

よくある質問

- Q 市外に住んでいる人を埋蔵責任者に選定することはできますか。
- A 責任をもって納骨できる方であれば、どなたでも埋蔵責任者として選定することができます。
- Q 選定した埋蔵責任者が亡くなった場合はどうになりますか。
- A 生前予約の承認を受けた方が、改めて埋蔵責任者を選定し、変更届を提出する必要があります。埋蔵責任者を選定しなければ、共同墓に納骨することはできません。
- Q 申請から埋蔵までの間、市でお骨を保管してもらえますか。
- A 市では、お骨の保管は行いませんので、各自で保管してください。
- Q 共同墓に名前などを彫ることはできますか。
- A 名前などを彫ることはできません。なお、市では共同墓管理台帳で氏名などを管理します。
- Q お盆やお彼岸、法要などに宗教的儀式を行うことはできますか。
- A 他の方のお参りもありますので、宗教的儀式を行うことはご遠慮願います。